

別紙（根拠法令条項）

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）第 10 条の 5 第 3 項、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 30 条第 11 項、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 10 の 3 第 2 項、酒税法施行令（昭和 37 年政令第 97 号）第 16 条第 3 項、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 41 条の 2 第 1 項及び第 337 条第 2 項第 1 号、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和 62 年政令第 335 号）第 6 条の 3 第 6 項及び第 6 条の 6 第 18 項第 1 号並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成 9 年政令第 363 号）第 5 条第 1 項第 1 号